

地上デジタル放送移行への対応について

副都心開発調査特別委員会
H21.11.13 政策経営部情報管理課
都市整備部建築指導課
施設管理部 施設課
清掃環境部 資源循環課

1. 地上デジタル放送への移行とは(情報管理課)・・・P1 — P6
 - 地上デジタル化当面のスケジュールについて・・・P7
 - 総務省地デジ説明会－豊島区内日程表(予定)－・・・P8
2. 地上デジタル放送移行に伴う「条例」による
 - 受信障害対策施設への対応(建築指導課)・・・P9
 - 条例による受信障害対策のタイプ 概念図・・・P10
3. 区有施設が原因によるアナログ放送電波障害対策地域内の
 - デジタル放送移行対応について(施設課)・・・P11
 - 地上アナログ放送受信障害地域の皆様へ(チラシ)・・・P12 — P13
4. 東京二十三区清掃一部事務組合における地上デジタルテレビ放送
 - への移行に伴う電波障害対策終了について・・・P14
 - 豊島清掃工場が行う電波障害対策でテレビを
ご覧の皆様へ(豊島清掃工場対策終了のお知らせ)・・・P15 — P16

1. 地上デジタル放送への移行とは (総務省ホームページ「地上デジタル放送のご案内」より)

地上デジタルテレビ放送はデジタル化された信号を使い、より多くの情報を送ることができるため、従来のアナログ放送がビルなどの障害物の影響でノイズやゴーストが生じたことに対し、電波妨害を受けにくく、家庭では高品質な（ゴーストや雑音のない）映像や音声を受信することができるようになります。また、デジタル化することにより、過密に利用されている電波状況を緩和して、電波の有効利用を図ります。

2. 地上デジタルテレビ放送の利点 (総務省ホームページ「地上デジタル放送のご案内」より)

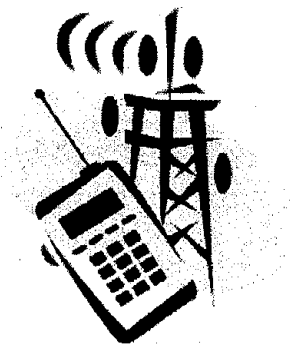
(1) 視聴者への利点

アナログテレビ放送では、映像音声が悪化したり、高い建物などの影響でゴーストが起こることがありましたが、デジタルテレビ放送では、ゴーストのない高品質なデジタルハイビジョン画像やCDと同様な高音質な音声が届けられます。また、暮らしに役立つ便利な情報を見たいときにいつでも見ることができるデータ放送や、クイズやリクエスト番組などに参加できる双方向機能、EPGという電子番組表なども利用できます。さらに、字幕放送、解説放送など高齢者や障がいがある方のためのサービスも充実します。

(2) 社会への貢献

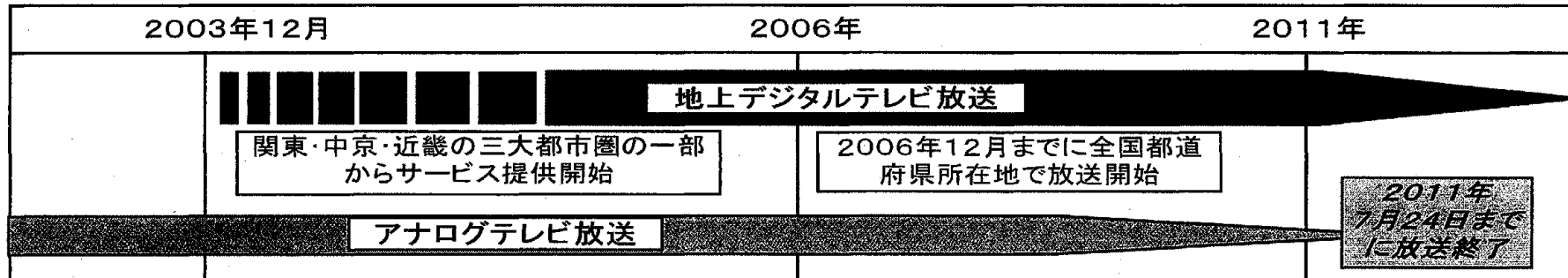
通信や放送などに使える電波は無限ではなく、ある一定の周波数に限られています。現在の日本では、使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されているため、デジタル化することにより空いた周波数を他の用途へ振り分け、電波の有効利用が可能になります。

たとえば、携帯・移動体向けサービス（通称：ワンセグ）により、緊急災害時などで電話が混み合っていない状況でも、携帯電話、車載テレビなどにより避難経路や安否情報などを受信できるため、重要な情報端末として使用できます。また、救急患者の映像情報などを救急車と病院とでやりとりするなど、多彩な情報通信に使えるようになります。



3. 放送開始スケジュール

地上デジタルテレビ放送は2006年12月までに全国都道府県庁所在地で放送を開始しています。その後放送エリアを順次拡大し、2011年7月24日までに現行のアナログテレビ放送は終了します。

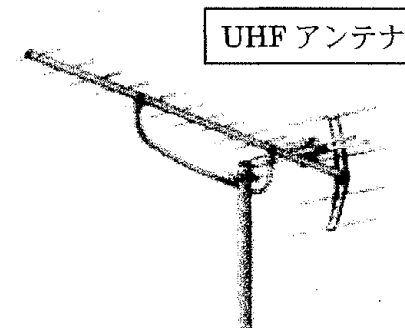


新東京タワー(東京スカイツリー) 高さ 634メートル 2011年末完成(営業開始2012年春)予定

4. 地上デジタル放送を見るためには

- (1) UHF アンテナの設置またはケーブルテレビへの加入
(すでに UHF アンテナを設置済みであっても、調整が必要な場合もあります)
- (2) 地上デジタル放送対応済みテレビの購入
- (3) アナログテレビを引き続き使う場合は、地上デジタルチューナーの購入、接続。

(1) と (2) または (1) と (3) の対策が必要です。



5. 総務省による地上デジタル放送を見るための支援策

(1) 簡易な地デジチューナーの無償給付、アンテナ工事などの支援（申請期限2011年7月24日）

対 象 NHK と受信契約を結んでおり、受信料が全額免除となっている世帯で次の①から③のいずれかに該当する世帯

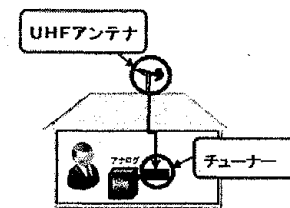
① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯 ② 特別区民税が非課税となる障害者の世帯

③ 社会福祉事業施設に入所している方

*NHK より全額免除確認済みの豊島区内対象世帯(2,468世帯)へ申請書送付済み

*申請相談 総務省地デジチューナー支援センター

NHK 視聴者コールセンター、障害者福祉課、生活福祉課、中央保健福祉センターにおいても相談受付



地上デジタルテレビを見るための支援

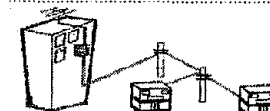
(2) 民間の受信障害施設に対する支援（申請期限2009年12月28日）

対 象 ビル陰等の受信障害対策のための共同受信施設（共聴施設）をデジタル化対応する場合

助成額 ア) デジタル化対応に改修する場合、世帯あたりの負担額が3.5万円を超える場合で最大1/2助成

イ) デジタル化により新たに受信障害となる地域に共聴施設を設置する場合、世帯あたりの負担額が3.5万円を超える場合で、最大2/3の助成

受信障害対策共聴施設の
デジタル化対応

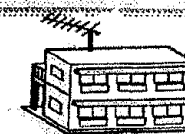


(3) 共同（集合）住宅共聴施設新設、改修に対する支援（申請期限2010年1月15日）

対 象 アパート、マンションなど共同住宅の共同受信施設（共聴施設）をデジタル対応とする場合

助成額 世帯あたりの負担額が3.5万円を超える場合で、最大1/2助成

集合住宅共聴施設の
デジタル化対応



(4) 問い合わせ先

ア) 簡易な地デジチューナー、アンテナ工事等支援、NHK 受信料の免除について

総務省地デジチューナー支援センター TEL0570-033840（平日9:00-21:00 土日祝日9:00-18:00）

NHK 視聴者コールセンター TEL0570-000588（平日9:00-21:00 土日祝日9:00-18:00）

イ) 受信障害施設、共同（集合）施設改修に対する支援

総務省テレビ受信者支援センター TEL0570-093724（平日9:00-18:00）

6. 総務省による地上デジタル放送への移行周知活動 —総務省テレビ受信者支援センター(愛称デジサポ)—

(1) 受信相談

テレビ受信者の地デジ準備に関わる個別・具体的な相談に「総務省地デジコールセンター」を設置し対応

(2) 全国の自治体での「受信説明・相談会」の実施

全国の地方自治体で、高齢者、障がい者などを中心とした受信説明会の実施。町内会、老人クラブ等の集会へ説明員を派遣して地デジ説明会を開催 P8 総務省地デジ説明会参照

(3) 共聴施設のデジタル化対応への働きかけ

辺地共聴(自主共聴)への個別説明、受信障害対策共聴(ビル陰共聴)の改修促進、マンション・アパート・オフィスビルなど共同受信施設の管理者、管理会社などに対するデジタル化改修などへの働きかけ

(4) 受信状況の調査

混信、難視聴など、原因の特定が困難な場合の受信状況調査



問い合わせ先

1. 地デジ全般に関する基本的な問い合わせ

総務省地デジコールセンター

TEL 0570-070101

(平日9:00-21:00 土日祝日9:00-18:00)

2. 地デジ説明会・戸別訪問に関する問い合わせ

デジサポ東京中央 (説明会事務局)

TEL 03-5452-3081

(平日10:00-18:00)

7. 豊島区の対応状況

(1) 庁内の担当課

- ・ 情報管理課 事務局、地上デジタル放送全般
(総務省からの情報提供・庁内の情報共有・庁内の体制整備・課題の検討、一般相談、広報など)
- ・ 建築指導課 都市型受信障害対策共聴施設の管理者、居住者への対応
(受信障害相談受付・説明会の開催ほか)
- ・ 施設課 区有施設が原因で、電波障害対策を行っている施設への対応
(区有施設による受信障害地域の地デジ受信可否調査ほか)
- ・ その他関係課 財政課、広報課、総務課、生活産業課、資源循環課、管理調整課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課
中央保健福祉センター、住環境整備課、住宅課、道路管理課、学校運営課、学校施設課

(2) 区の地上デジタル化対応方針

- ・ 区有施設の地上デジタル化 (情報管理課・施設課)
 - (1) 豊島ケーブルネットワーク(株)の地上デジタル対応プランに加入する
 - (2) TV、チューナーの購入
各課で購入することを原則とする。
学校等については、平成21年度補正予算第1号「学校情報通信技術環境整備事業費補助金」
「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」において対応
 - (3) 設備導入 平成22年3月31日までに全施設にケーブルテレビ設備の導入を完了する
- 注1) 区民住宅等については、UHFアンテナを設置するなど、上記区有施設と切り離して対応する (住宅課・住環境整備課)
- 注2) 新庁舎については、別途検討する
- ・ 区有施設により受信障害が発生していた地域への対策 (施設課)
 - (1) 平成21年度：地上デジタル放送の受信可否調査を実施する。
 - (2) 平成22年度：受信障害が解消しない世帯に対する電波障害工事を実施する。
 - (3) 平成23年度：直接受信可能な世帯への共同受信施設の撤去工事を実施する。

(3) 地デジに対するこれまでの対応

ア) 問い合わせ等への対応

- ・庁内の担当課等において対応

イ) 広報紙への掲載

- ・平成20年8月5日号 「総務省 地上デジタル放送のお知らせ」
- ・平成21年7月5日号 「テレビ放送は地上デジタル放送へ」(豊島区からのお知らせ)
- ・平成21年9月5日号 「総務省による地上デジタル移行に伴う共聴施設改修の助成金について」
- ・平成21年10月15日号 「総務省の助成制度のお知らせ」

ウ) 区ホームページへの掲載

- ・平成21年6月より地デジサイト開設。地上デジタル放送への対応方法、助成金の情報、問い合わせ先など。

エ) 共同住宅共聴施設管理者への説明会

- ・平成20年1月に区民センターにて標記対象者向け説明会実施(主催:建築指導課)。参加65名

(4) 今後の計画(別添 地上デジタル化当面のスケジュールについて参照)

ア) 広報紙への掲載予定

- ・平成22年1月15日号(下記総務省テレビ受信者支援センターが行う説明会のお知らせ)
- ・「地上デジタル放送特集号」12月下旬発行予定

イ) 区ホームページへの掲載 随時更新

ウ) 総務省テレビ受信者支援センターが実施する区民周知へのサポート

- ・区内各地での区民向け(高齢者を中心とした)説明会の実施【平成22年1月・2月予定】P8 総務省地デジ説明会参照
- ・障害者、高齢者世帯など情報弱者向けの情報提供と受信相談を目的とした個別訪問の実施 【実施方法検討中】

エ) 受信障害発生地域への対応

- ・区有施設が原因で受信障害が発生していた地域に対して、デジタル放送受信可否調査の実施(平成21年11月まで)
上記調査結果のチラシ配布(平成21年12月予定)
- ・清掃工場が原因で受信障害が発生していた地域にデジタル放送移行についてのチラシ配布
(平成21年12月予定:清掃一部事務組合)
- ・条例による受信障害対策施設への対応(建築指導課) P10 受信障害対策施設への対応参照
- ・民間施設が原因で受信障害が発生していた地域への対応・・・原因となった民間施設管理者が対応をおこなう

地上デジタル化 当面のスケジュールについて

2009. 11. 13現在

担当	対象事業	11月			12月			1月			2月			3月			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
政策経営部	説明会・広報 (情報管理課)																			
施設管理部	区有施設 (施設課)																			
清掃環境部	清掃工場																			
都市整備部	受信障害共聴施設 (建築指導課)																			

デジサポ説明会
案内通知
区内全戸配布

広報特集号発行

15日号広報
(区説明会)

デジサポ地デジ説明会
(区民センターほか)

地デジ受信
可否調査

受信可否チラシ配布

チラシ配布

建築主等
宛周知文
送付

豊島ケーブル地デジ意向調査

後住者等
宛周知文
送付

受信障害が解消しない世帯
に対する電障対策実施

共同受信施設撤去工事Ⅰ

平成24年
東京スカイツリー電波送信開始

送信施設移動による受信障害
再調査、説明会
*平成21年度調査の結果デ
ジタル受信障害が確認された
地域(世帯)に限る

共同受信施設
撤去工事Ⅱ期

共同受信施設
撤去工事Ⅲ期

7月24日 アナログ放送停止

総務省地デジ説明会一豊島区内日程表(予定)一

2009.11.13現在

施設名	階数	会場名	収容	住所	電話番号	1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		開催回数
						10:30 14:00 16:00 18:30		10:30 14:00 16:00 18:30		10:30 14:00 16:00 18:30		10:30 14:00 16:00 18:30		10:30 14:00 16:00 18:30		10:30 14:00 16:00 18:30		
東部	駒込地域文化創造館	4階	第1会議室	60名	駒込2-2-2	3940-2400	1/19(火)		2/3(水)		2/10(水)							12
	駒込福祉作業所	B1階	会議室	50名	駒込4-7-1	3910-2301	1/30(土)		2/20(土)									8
	巣鴨地域文化創造館	B1階	多目的ホール	90名	巣鴨4-15-11	3576-2637	1/22(金)		2/1(月)		2/18(木)		2/27(土)					16
	東部区民事務所	3階	集会室4 (※エレベータ無)	80名	北大塚1-15-10	3915-2334	2/8(月)											2
	南大塚地域文化創造館	2階	第1会議室	80名	南大塚2-36-1	3946-4301	1/23(土)		1/29(金)		2/15(月)		2/23(火)					16
中央	豊島区民センター	6階	文化ホール	200名	東池袋1-20-10	3984-7601	1/18(月)		1/20(水)		2/25(木)							12
	勤労福祉会館	6階	大会議室	130名	西池袋2-37-4	3980-3131	1/27(水)		2/2(火)		2/10(水)		2/19(金)		2/21(日)			18
	池袋第三区民集会室 (池袋図書館) 【※1】	1階	会議室	60名	池袋3-29-10	3985-7981	2/6(土)		2/16(火)									8
	豊島清掃事務所	2階	第1・2会議室 (講堂)	150名	池袋本町1-7-3	3984-9681	1/30(土)		2/3(水)		2/13(土)							6
			第1会議室	90名			2/17(木)										2	
雑司が谷地域文化創造館	1階	第2・3会議室	90名	雑司が谷3-1-7	3590-1253	1/26(火)		2/12(金)		2/26(金)							12	
西部	南長崎第四区民集会室 【※2】	2階	和室 (※エレベータ無)	70名	南長崎4-29-10	3958-9154	1/23(土)		2/17(水)									8
	長崎健康相談所	1階	講堂	50名	長崎3-6-24	3957-1191	1/20(水)		2/24(水)									4
	千早地域文化創造館	1階	第1会議室	80名	千早2-35-12	3974-1335	1/21(木)		1/28(木)		2/5(金)		2/9(火)		2/13(土)		2/22(月)	24
	千川区民集会室	1階	会議室	75名	千川2-9-10	3530-4338 【※3】	1/25(月)		2/4(木)		2/19(金)		2/26(金)					16

東部地域【会場：5ヶ所】 駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚
 中央地域【会場：5ヶ所】 上池袋、東池袋、南池袋、西池袋、池袋、池袋本町、雑司が谷、高田、目白
 西部地域【会場：4ヶ所】 南長崎、長崎、千早、要町、高松、千川

地上デジタル放送移行に伴う「条例」による受信障害対策施設への対応

「豊島区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例」(平成9年度～平成17年度)

区では、平成9年に「条例」を制定し、財団法人豊島区街づくり公社(現:(財)としま未来文化財団)を実施機関に、豊島ケーブルネットワーク㈱を放送事業者として指定し、地上アナログ放送の受信障害対策業務を行ってきた。

現在、条例に基づき、申込者は、(財)としま未来文化財団と地上アナログ放送の受信障害対策の業務契約が締結され、豊島ケーブルネットワーク㈱がその対策工事および維持管理を行っている。

○現状

タイプ	Aタイプ(原因者が対策しているもの)		Bタイプ(受信者が対策しているもの)		
対象者	建築主	既存施設移行	複合電波障害	後住者	既存施設移行(住民管理)
	建築物を新築し、受信障害を発生させ、隣接住宅へケーブルテレビで対策	原因者が維持管理している受信障害対策施設をケーブルテレビでの対策に移行	原因者が特定できないため、ケーブルテレビで対策	受信障害対策地区内に新築して、ケーブルテレビで対策	受信者が共同で維持管理している受信障害対策施設をケーブルテレビでの対策に移行
受付件数	83件		405件	387件	53件
費用負担	原因者		申込者 31,500円	申込者 63,000円	申込者 31,500円
対策世帯数	被対策者 約8,300世帯		574世帯	499世帯	5,411世帯
			約6,500世帯		
対策内容	VHF7波UHF2波を月額無償で視聴 ※条例の対象範囲ではないが、地上デジタル放送も視聴可能		VHF7波UHF2波を月額無償で視聴 ※条例の対象範囲ではないが、地上デジタル放送も視聴可能		

○受信障害対策の終了時期

タイプ	Aタイプ(原因者が対策しているもの)	Bタイプ(受信者が対策しているもの)
時期	アナログ放送終了時(平成23年7月)に終了	各受付年度を基準とし、20年後に終了

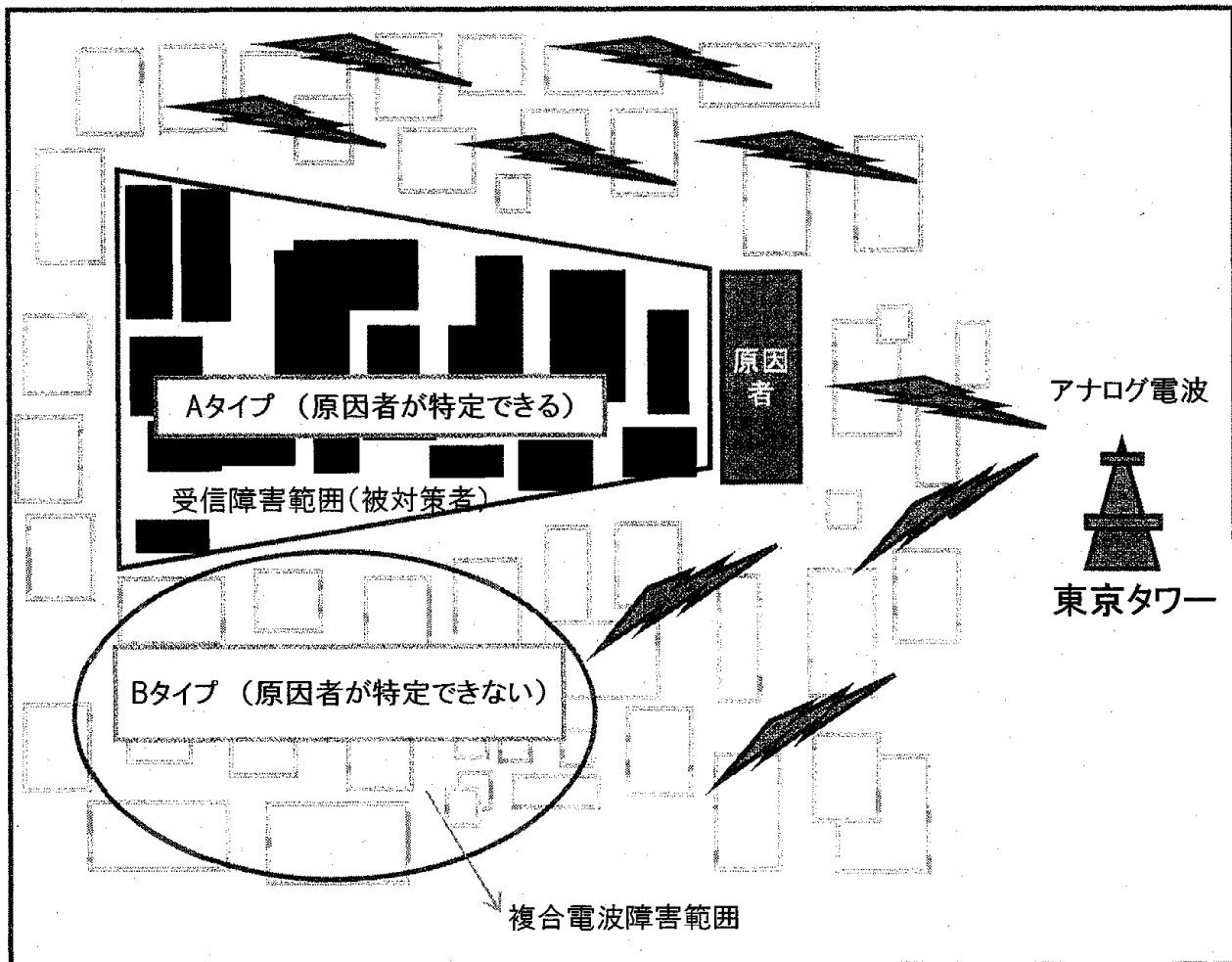
○アナログ放送終了後、引き続きケーブルテレビにより視聴する場合

タイプ	Aタイプ(原因者が対策しているもの)	Bタイプ(受信者が対策しているもの)
費用負担	戸建 525円/月 集合住宅は建物全体 3,150円/月	各受付年度を基準とし、20年間は月額無償

○今後の周知について

タイプ	Aタイプ(原因者が対策しているもの)	Bタイプ(受信者が対策しているもの)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 受信障害対策の終了について 受信障害範囲の地上デジタル放送の受信調査のお願い 被対策者への周知について 	<ul style="list-style-type: none"> 受信障害対策の終了について ケーブルテレビの視聴期限について
時期	平成21年11月より	平成22年1月より

○条例における受信障害対策のタイプ 概念図



区有施設が原因によるアナログ放送電波障害対策地域内の デジタル放送移行対応について

1. 電波障害対策地域における地上デジタル放送の受信状況調査について

1) 11月下旬までの工期で調査を完了した施設

- | | |
|-------------------|-------|
| ① デジタル放送受信調査実施施設数 | 28施設 |
| ② 測定箇所数 | 346箇所 |

調査の結果、すべての測定箇所において、NHK 2局及び民放5局の計7局について、視聴可能なデジタル波の強度を確認いたしました。

※ 尚、アナログ放送終了（平成23年7月24日）まで再送信を継続します。

2) 現在調査中の施設 1施設

【千川中学校】

他の民間ビルとの複合電波障害であるため、各管理者と歩調を合わせ障害対策を実施するため、調整後調査を実施する。（11月上旬調査予定）

3) 新築計画のある施設 3施設

【旧真和中学校、西池袋中学校、旧長崎中学校】

予測調査実施中

2. 今後の対応

- ① 調査結果、施設での対応方法及び今後のスケジュールについて、各施設所管課及び施設長に説明を行なうとともに、連絡体制を強化する。
- ② 平成21年12月上旬より電波障害対策地域内の各世帯にお知らせを配布。
- ③ 平成22年度、電波障害対策地域内の各世帯に対し、デジタル放送受信対応準備について周知の徹底を図る。
- ④ 平成23年度以降、アナログ放送再送信設備の撤去。



地上デジタル放送について、もっとお知りになりたい方は

- 総務省地上デジタルテレビ放送受信相談センター
 電話番号 0570-07-0101 (電話番号で繋がらない時は 03-4334-1111)
 平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00
 (ホームページ) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html
- 社団法人デジタル放送推進協会
 (ホームページ) <http://www.dpa.or.jp/>
- 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 お客様相談窓口
 電話番号 03-3490-3830
 受付 9:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 (ホームページ) <http://www.catv-jcta.jp/index.php>
- 社団法人日本CATV技術協会 (集合住宅及び電波障害施設専用相談窓口)
 電話番号 0120-774-673
 受付 9:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 (ホームページ) <http://www.catv.or.jp/jctea/index.html>

このパンフレットについてのお問い合わせ先

(仮称) 区有施設による受信障害の相談センター
 (電話番号、受付時間、注意事項、等)

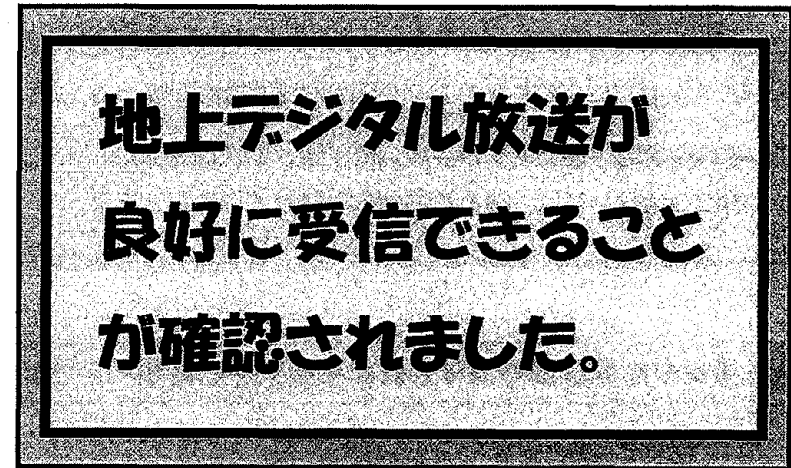
区有施設によるアナログ放送受信障害対策を行なっているご
 家庭専用の相談センターです。

この電話番号は平成22年3月31日まで有効です。

【重要】

施設名記入

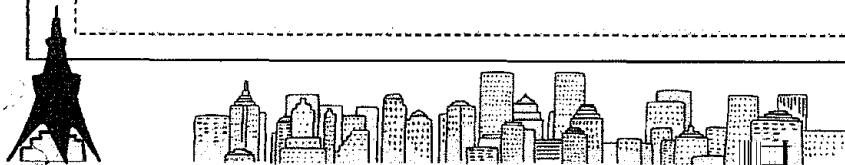
地上アナログ放送受信 障害地域の皆様へ



2011年7月24日

地上アナログ放送終了

共同受信施設等ご利用者以外の方に配布されましたときは、
 何卒ご容赦いただき、廃棄していただきますようお願い申し上げます。



地上アナログ放送の終了にあわせ、テレビ受信障害の補償を終了します。

これまで、地上アナログ放送の受信障害を改善するため、共同受信施設等を設置し、地上アナログ放送の電波を配信してまいりました。

しかし、国の決定によって放送方式が変更されることになり、地上アナログ放送は2011年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に移行されます。

対象地域内での地上デジタル放送の受信状況について、専門会社に委託して調査を行ったところ、デジタル放送対応用のアンテナ等を設置することで良好に直接受信できることが確認されました。

そのため、地上アナログ放送の終了をもって、テレビ受信障害の補償を終了させていただきます。長い間ご不便をお掛けいたしました。

ケーブル等の設備は、地上アナログ放送終了後、順次撤去いたします。
(撤去工事につきましては、改めてお知らせさせていただきます。)

地上デジタル放送を受信するための設備をご準備ください。

現在アナログ放送をご覧いただいている設備では、地上デジタル放送を視聴することはできません。

地上アナログ放送終了までに、地上デジタル放送の電波を受信する設備を各ご家庭でご準備いただく必要があります。

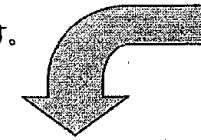
そのための費用は、皆様ご自身でのご負担となります。

地上デジタル放送の受信方法について

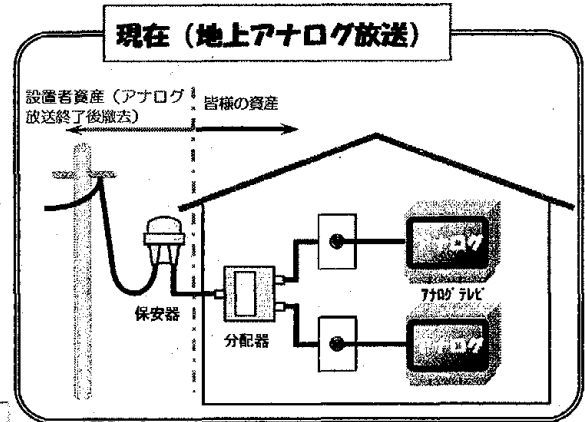
地上デジタル放送を受信する方法には、

- (1) 新たにアンテナを設置する方法
- (2) ケーブルテレビ(CATV)を導入する方法

などがあります。



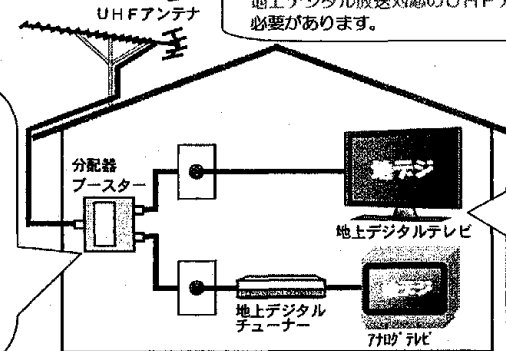
現在 (地上アナログ放送)



今後 (地上デジタル放送)

(1) 新たにアンテナを設置する方法

・複数の端子を設置する場合には分配器が必要で、現在お使いのものは交換が必要な場合もあります。
・電波を増幅するためのブースターが必要になる場合もあります。詳しくはお近くの電気店等にご相談ください。



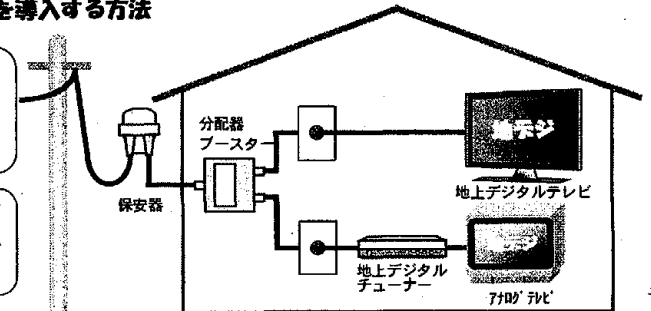
地上デジタル放送の電波を受信するために必要です。地上デジタル放送対応のUHFアンテナを設置する必要があります。

地上デジタル放送を視聴するために必要です。引き続きアナログテレビをお使いになる場合には、地上デジタルチューナー (もしくは地上デジタルチューナー内蔵の録画機器) が必要です。

(2) ケーブルテレビ(CATV)を導入する方法

アンテナを設置する場合と同様に、地上デジタルテレビか地上デジタルチューナー (もしくは地上デジタルチューナー内蔵録画機器) が必要となります。

工事費、利用料や機器レンタル料などの費用につきましては、お住まいの地域のケーブルテレビ会社にご確認ください。



現在、ケーブル会社と有料契約をされている方は、ケーブルテレビ会社にご相談ください。



東京二十三区清掃一部事務組合における
地上デジタルテレビ放送への移行に伴う電波障害対策終了について

地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）豊島清掃工場においては、アナログ放送の電波障害該当世帯に対する対策を終了する。

これに伴い清掃一組が下記のとおり、ちらしを配布する。

記

1. 配布時期 平成 21 年 12 月より
2. 対 象 電波障害対策該当世帯
 - ・対象数 約 5,000 世帯
 - ・地 域 池袋 1 丁目、池袋本町 1~3 丁目、東池袋 1 丁目、板橋区の一部
3. 内 容 別紙のとおり
4. 対 応
 - (1) 現在ケーブルテレビ（としまテレビ）で対応しており、デジタル放送移行電波障害調査（平成 20 年 7~8 月）の結果、全件解消される見込みとなっている。
 - (2) 平成 23 年 7 月にはアナログ放送終了とともに対策を終了する予定。

平成21年12月

豊島清掃工場が行う電波障害対策でテレビをご覧の皆様へ

地上デジタルテレビ放送への移行に伴う電波障害対策終了のお知らせ

平素より豊島清掃工場の操業につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、現在皆様にご利用頂いている地上アナログ放送は、国の施策により平成23年（2011年）7月24日までに地上デジタル放送へ完全移行し、放送が終了することになっています。

地上デジタル放送では、反射障害（ゴースト等）は無くなり建物等による遮蔽障害についてもアナログ放送に比べて大幅な受信障害の解消が見込まれております。皆様のお住まいの地域についても当組合が行った調査の結果、デジタル放送移行後の障害は解消される見込みとなっています。

つきましては、豊島清掃工場が行っている電波障害対策については、地上アナログ放送の終了に合わせて終了させていただくこととします。

皆様におかれましては、平成23年7月の完全地上デジタル化に向けて、移行への準備を行っていただきますようお願いいたします。

なお、地上アナログ放送が終了するまでは、現在の電波障害対策を継続して参りますので、何卒ご理解の程よろしくをお願いいたします。

掲載内容に関するお問い合わせ先

東京二十三区清掃一部事務組合

豊島清掃工場 担当：技術係

電 話：03-3910-5300（代表）

受付時間：9:00～17:00（日曜日を除く）

このお知らせが豊島清掃工場が行う電波障害対策でテレビ放送をご覧の皆様以外の方に誤って配布されたときは、ご容赦いただき、お手数ですが破棄して下さるようお願いいたします。

地上デジタルテレビ放送を見るには？

・テレビなど

地上デジタルテレビ（地デジチューナー内蔵デジタルテレビ）に買い替える、または現在ご覧になっているアナログテレビにデジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵録画機器を取り付ける必要があります。

・アンテナなど

UHFアンテナ（地上デジタル対応）を設置する（VHFアンテナでは受信できません）、またはケーブルテレビ会社と契約しケーブル回線で受信するなど、受信方式を切り替える必要があります。

※いずれも集合住宅にお住まいの方は住宅の管理者にご相談ください。

この他にもデジタルチューナー内蔵のパソコンや光回線を利用する方法もあります。

地上デジタル放送全般に関するお問い合わせ先

総務省 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

電話 :0570-07-0101

受付時間) 平日9:00~21:00、土・日・祝日)9:00~18:00

(IP電話など、つながらない方は、03-4334-1111)

地上デジタルの魅力、視聴方法がすぐわかる

地上デジタルテレビ 早わかりガイド **Vol.4**



これまでの
アナログとどう違う?
地デジには
魅力がいっぱい!

地デジの
受信方法を
簡単図解

クルマで、パソコンで、
ワンセグで、録画で、
地デジをたっぷり楽しもう。



2011年
7月24日までに
アナログ放送終了!



総務省/(社)デジタル放送推進協会(Dpa)

地デジへの完全移行が近づいてきました。 地デジ受信、早めの準備を お願いします。

2011年7月24日までにアナログ放送は終了します!

2003年12月に関東・中京・近畿からスタートした地上デジタルテレビ放送(地デジ)は、そのエリアを順次拡大し、2011年7月24日までは、アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送に完全移行します。そのとき、従来のアナログテレビは、そのままでは、デジタル放送を見ることができません。アナログから、デジタルへ。さあ、この「早わかりガイド」で、あなたも準備を始めましょう。



地上デジタルチューナー搭載機器ロゴマーク

現在市販されているテレビや録画機器などで、地上デジタル放送に対応しているかどうかを見分けるには、このマークを目印にしてください。



なぜ、地上デジタルテレビ放送に移行するの?

電波は無限に使えるわけではなく、日本では過密に使われている状況です。デジタル放送では、隣り合った中継局で同じチャンネルを使っても混信の影響を受けにくいので、大幅にチャンネル数を減らすことができます。その結果、今までテレビに使われていた電波が、通信などほかの用途に使えるようになります。

終了することが国の法令で決まっているとのことですが、具体的にいつ決まったの?

平成13年(2001年)の電波法改正により、アナログ周波数変更対策に国費を当てるための要件として、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することとされました。これを踏まえて作成された放送用周波数使用計画(チャンネルプラン)等において、その使用期限を平成23年(2011年)7月24日(計画変更の公示の日(平成13年7月25日)から起算して10年目の日)と規定されました。

デジタルの魅力といえばハイビジョン! でもそれだけじゃない!

地上デジタル放送になると、テレビはもっときれいに、便利に、楽しくなります。

ハイビジョンの高画質と高音質が楽しめます!



16:9のワイド画面、ハイビジョンの高画質、さらには高音質で、まるでその場にいるかのような臨場感と迫力を楽しめます。



クイズやアンケートなどの 双方向サービスが可能になります!



ネットとつないだ双方向サービスで、視聴者参加型の番組が楽しめます。



いつでも、ニュースや天気予報 などの情報が見られます!



データ放送により、リモコンのボタンを押すだけでいつでも最新のニュースや天気予報、そのほかの暮らしに役立つ情報などを見ることができます。



電子番組ガイド(EPG)で、 録画予約も簡単に行えます!

今日	4[水]	5[木]	6[金]	7[土]	8[日]	9[月]	10[火]
1	19時	20時	21時	22時	23時	24時	25時
2	26時	27時	28時	29時	30時	31時	32時
3	33時	34時	35時	36時	37時	38時	39時
4	40時	41時	42時	43時	44時	45時	46時
5	47時	48時	49時	50時	51時	52時	53時
6	54時	55時	56時	57時	58時	59時	60時
7	61時	62時	63時	64時	65時	66時	67時

番組表がテレビ画面上で見られ、当日から1週間先までの番組情報が検索できます。また、放送時刻の変更があっても視聴予約や録画予約にすぐ対応します。



どうしたら地デジが楽しめる？



テレビにはそのまま地上デジタル放送が見られるテレビと、そうでないテレビがあります。地デジの放送エリアが順次拡大されていく中で、買い替えるならどんなテレビがあるのか。従来のアナログテレビで見るには何が必要か。下のチャートを参考に、あなたにぴったりの受信方法を考えてみましょう。

A

地デジの魅力を十分に楽しみたい方は

地上デジタル対応テレビに買い替える

ハイビジョン ウイド画面 高音質
データ放送 双方向サービス 番組予約

※デジタル機能を制限した廉価タイプもあります。



大きい画面から小さい画面まで、いろいろ。



このほかにUHFアンテナが必要です。⇒5ページへ

B

手軽に地デジを見たい方は

今のテレビに地上デジタルチューナーや地上デジタルチューナー内蔵録画機器を買い足せばOK!

現在ご使用中のテレビでも地デジが見られます。

今お持ちのテレビはどのタイプ？

標準画質

アナログテレビ



ハイビジョン画質

BSデジタルハイビジョンテレビ
BSアナログハイビジョンテレビ
D3/D4端子付テレビ



+

地上デジタルチューナーまたは地上デジタルチューナー内蔵録画機器

高音質 データ放送 双方向サービス 番組予約

※デジタル機能を制限した廉価タイプもあります。

パソコンでも見られます

パソコン用の地デジチューナーを取り付けて、地デジが見られます。



パソコン用地デジチューナー

C

ケーブルテレビで見る方は

お住まいの地域のケーブルテレビで地デジの放送が始まっているかご確認ください。



放送されていれば、ほとんどのケーブルテレビでは、市販の地上デジタル対応テレビまたは地上デジタルチューナー等で地デジを受信できます。

(ケーブルテレビによっては専用の機器が必要な場合があります)

地デジのみを視聴する契約ができる？

はい

いいえ

市販の地上デジタル対応テレビまたは地上デジタルチューナー等で地デジを受信できます。

1台目のテレビにケーブルテレビ専用のチューナー(デジタルSTB)を取り付けて視聴します。1台目は従来のアナログテレビでも視聴できます(標準画質)。2台目以降は市販の地上デジタル対応テレビまたは地上デジタルチューナー等が利用可能です。



アンテナは不要です。詳しくは、ご契約のケーブルテレビにお問い合わせください。

アンテナはどうするの？

地上デジタル放送はUHFの電波を使って放送されます。
これまでVHFだけしかなかった地域でも、
UHFアンテナをつけることによって地上デジタル放送を受信できます。

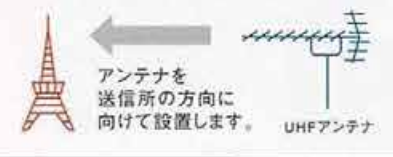


地上デジタル放送を見るにはUHFアンテナが必要です。

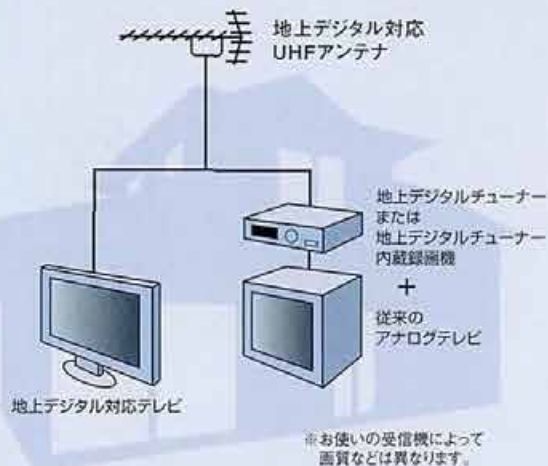


※地上デジタル放送は、アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、調整や交換が必要な場合もあります。
※地上デジタル放送の場合、比較的電波の強いところでは地上デジタル放送用室内アンテナで見ることができます。
※共同アンテナ、ケーブルテレビをご利用の方は、アンテナを個別に設置する必要はありません。
※アンテナの調整、設置工事等には費用がかかります。

UHFアンテナの取り付け方



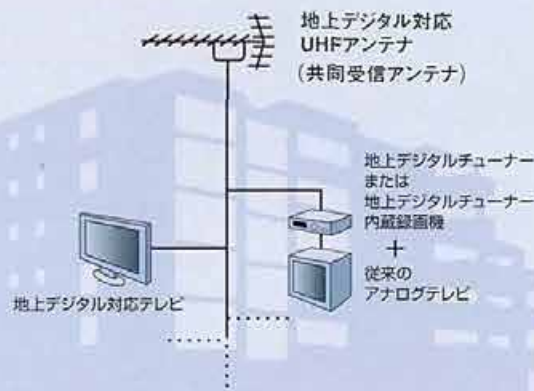
戸建て住宅などにお住まいの場合 (個別アンテナで受信)



※お使いの受信機によって画面などは異なります。

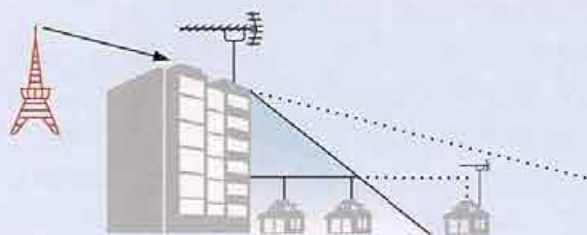
マンション・集合住宅などにお住まいの場合 (共同アンテナで受信)

- 共同受信アンテナで見える場合は、改修工事が必要になる場合があります。
- 詳しくは、建物の所有者、または管理組合などにご相談の上、お早めにご準備ください。



ビル陰の共同受信設備でご覧になっている場合

地上デジタル放送に変わると受信障害が解消されることがあります。
この場合は、各ご家庭で個別にUHFアンテナを取り付けて見ることが可能となります。解消されない場合は設備の改修工事が必要になる場合がありますので、保守管理会社や受信障害の原因である建物の所有者にご相談ください。



★テレビの設置やアンテナについては、テレビをご購入されたお店にご相談ください。

費用はどのくらいかかるの？

地上デジタルテレビ放送を受信し、そのサービスを楽しむためのテレビやチューナー、アンテナなどの周辺機器には、現在数多くの種類があり、費用もさまざまです。デジタル機器それぞれに特徴がありますので、ご自分に合った受信方法をご考慮のうえ、お選びください。



デジタルテレビで受信する場合

地上デジタル対応テレビをアンテナにつなぎ、設定することで視聴できます。
※UHFアンテナの設置や交換が必要な場合があります。



地上デジタル対応テレビ
●大きさ:13型～50型程度
●価格:約4万円～60万円程度
※50型以上の大型もあります。

地上デジタル対応UHFアンテナ
●UHFアンテナ単体価格:約5千円～
●UHFアンテナ設置・工事費用:約3万円～
※工事内容によって異なりますので、お近くの電気店・家電量販店にご相談ください。

チューナーで受信する場合

現在お使いのテレビに、地上デジタルチューナーもしくは、地上デジタルチューナー内蔵の録画機器を接続すると視聴できます。
※UHFアンテナの設置や交換が必要な場合があります。



地上デジタルチューナー
●価格:約1万円～数万円程度
地上デジタルチューナー内蔵の録画機器
●価格:約5万円～30万円程度

ケーブルテレビで受信する場合

専用の機器が要らない場合

地上デジタル対応テレビ、または現在お使いのテレビに地上デジタルチューナーもしくは、地上デジタルチューナー内蔵の録画機器を接続して視聴できます。個別受信アンテナは不要です。



地上デジタル対応テレビ
●大きさ:13型～50型程度
●価格:約4万円～60万円程度
※50型以上の大型もあります。
地上デジタルチューナー
●価格:約1万円～数万円程度
地上デジタルチューナー内蔵の録画機器
●価格:約5万円～30万円程度

専用の機器が必要な場合

現在お使いのテレビに、ケーブルテレビ専用の受信機器(STB:セットトップボックス)を接続することで視聴できます。個別受信アンテナは不要です。



ケーブルテレビ専用の受信機器(STB)
レンタル費用、購入価格はケーブルテレビ会社にお問い合わせください。



⚠ アンテナ設置や設備の改修費用は、工事内容によって異なります。また、地域によってはブースターや混合器などが必要になる場合があります。

デジタル機器、設置に関する料金は地域によって異なりますので、詳しくはお近くの電気店・家電量販店へお問い合わせください。

⚠ 工事費、利用料や機器レンタル料などの諸費用のほか、ケーブルテレビの方式や、受信機器の台数、設備状況や契約内容によって料金が異なります。

ケーブルテレビ加入に関する料金は地域によって異なりますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社へお問い合わせください。

例) 戸建て、TV単独新規加入の場合

- 新規加入契約料:約0円～5万円程度
- 初期工事費:約2万円～5万円程度
- 月額利用料:約3,000円～5,000円程度



テレビを廃棄する場合

現在お使いのテレビを廃棄する場合には、家電リサイクル法に則り、適正な処理をお願いします。資源の有効活用と不法投棄の防止にご協力をお願いします。

★テレビの使い方、つなぎ方がわからないといった相談は、各メーカーに直接ご連絡ください。

悪質商法にご注意!

最近、テレビ調査人や工事人を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例がおきています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

ワンポイント・デジタル



ポイント 1 テレビの右上に「アナログ」と出るのはなぜですか？



この「アナログ」のロゴマークを表示することにより、アナログ放送の視聴者の皆様が、アナログ放送を見ていることがわかるように、アナログ放送だけに表示しています。アナログ受信機だけでなく、デジタル受信機をお持ちでながらアナログ放送をご覧になっている視聴者もいらっしゃるので、アナログ放送が識別できるようにしました。



ポイント 2 地上デジタル対応テレビに買い換えないといけないのでしょうか？



今までのアナログテレビでも、地上デジタルチューナーや地上デジタルチューナー内蔵録画機器をつなげばご覧いただけます。ただし、この場合はハイビジョン放送であっても、お持ちのアナログテレビの画質になります。

ポイント 3 室内アンテナで地デジを受信できますか？



電波の強いところでは、地上デジタル放送用室内アンテナや設置が簡易な地デジ専用アンテナが使用できます。室内での電波は不安定ですので、TV送信塔の見える窓側に設置することをお奨めします。なお、地デジ専用アンテナはベランダ等に設置できます。



ポイント 4 私の地域で受信できますか？



Dpaのホームページで「エリアのめやす」を見ることができます。ホームページでは地図、郵便番号、住所から、お住まいの地域の中継局ごとにサービスエリアを表示することができます。



Dpaホームページ
<http://www.dpa.or.jp/>

ポイント 5 デジタル放送は専用のカードを差し込まないと受信も録画もできないと聞いたのですが、どうして？



B-CASカードが必要になります。B-CASカードは、正規の地上デジタルチューナーや地上デジタルチューナー内蔵のテレビ・録画機器を購入した際に同梱されているICカードです。著作権保護の観点から、地上デジタル放送には番組の不正コピーを防止するための暗号がかけられており、B-CASカードを機器に挿入していないと受信も録画もできません。



ポイント 6 地上テレビ放送のデジタル化で空いた電波はどのように使われるのですか？



空いた電波の帯域を利用して、携帯電話をもっとつながりやすくしたり、防災に利用したり、交通事故を少なくしたり、新しいマルチメディア放送に利用したりと、さまざまな分野で有効に使われることになっています。



ポイント 7 ケータイで地デジが見られるの？



ワンセグ対応ケータイで地デジが見られます。携帯・移動体向けのサービス（通称：ワンセグ）により、携帯電話のほか、カーナビ、パソコン、ポータブルテレビなどで乱れの少ない映像が受信できるため、外出先でも地上デジタル放送が楽しめるようになります。特に緊急災害時には、電話が混み合いつながらない状況でも、確実に避難経路や安否情報などを受信できるため、生命・財産を守るための重要な情報端末となります。



ポイント 8 お店で売っているテレビに貼ってある黄色いシールは何ですか？



アナログ放送だけに対応している機器の目印です。このシールの貼ってある機器は、2011年7月24日以降は、地上デジタルチューナーや地上デジタルチューナー内蔵録画機器をつなげばご覧いただけます。

2011年 アナログテレビ放送終了
地上デジタル放送もご覧いただけます。総務省

⚠️ ご注意ください!

このテレビは、地デジ対応ではありません!

このテレビは、2011年7月にアナログ放送が終了する。地上デジタルチューナーなどの機器を別売していない限り使用できません。総務省

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

総務省

地デジコールセンター

電話: **0570-07-0101**

(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)

※IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は、**03-4334-1111**で、お受けしております。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad

総務省には、地上デジタル放送の受信に関する相談窓口があります。「私の家では、地デジを見られますか?」、「地デジを見るには、どうすればいいですか?」など、わからないことがあれば電話でお問い合わせください。

総務省 テレビ受信者支援センター

地デジコールセンターで受信相談を受け付けた後、受信者の方々や共同受信施設へ直接伺い、デジタル移行のための説明を丁寧に行います。

(社) 日本CATV技術協会

電話: **0120-774673** (平日 9:30~17:30)

<http://www.catv.or.jp/jctea/>

共同施設での地上デジタル放送受信のご相談は、上記までお問い合わせください。

(社) 日本ケーブルテレビ連盟

お客様相談窓口

電話: **03-3490-3830** (平日 9:30~17:00)

<http://www.catv-jcta.jp>

ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信のご相談は、お近くのケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

※ケーブルテレビ会社の連絡先がわからない場合には、上記までお問い合わせください。



2011年7月24日までに
アナログ放送は終了します。
それ以降、
アナログテレビについては、
地上デジタルチューナーなどを
取り付けなければ
視聴できなくなります。



**BSアナログ放送も
2011年7月24日までに
終了します。**

ご覧になっている方は、既に開始されているBSデジタル放送への移行をお願いします。

**BSデジタル放送
お問い合わせセンター**

電話: **0570-01-2011** (ナビダイヤル)

045-345-4080 (IP電話等)

(平日 9:00~21:00、
土・日・祝日 9:00~18:00)

悪質商法にご注意ください!

テレビ調査人や工事人を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例がおきています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

重要なお知らせ

サンシャインシティの共同受信施設で テレビをご覧のみなさまへ

このお知らせは、総務省の指導・方針により配布するものです。

地上デジタル放送への
完全移行まで (2011年7月24日)

2年を

切りました。

～地デジ受信の準備はお済みですか？～

昨年9月～11月にかけてお知らせしました通り、
2011年7月24日の地上アナログ放送の終了に伴い、
弊社の共同受信施設の維持管理事業(※1)も同時期に
終了させていただきます。

※1…弊社の建物による地上アナログ放送受信障害解消のための共同受信用ケーブルを接続し、
再送信・維持・管理する事業

地上デジタル放送への
移行に伴い
専門相談員を交えた
受信相談会を行います。

12/4(金)

12/5(土)

地上デジタル放送でテレビ放送を視聴するためには、
電波を受信する設備を各ご家庭でご用意いただく必要があります。

詳しくは、中面および同封の「地上デジタルテレビ早わかりガイドVol.4」をご覧ください。

サンシャインシティの共同受信施設ご利用者以外の方に配布されましたときは、
何卒ご容赦いただき、廃棄していただきますようお願い申し上げます。

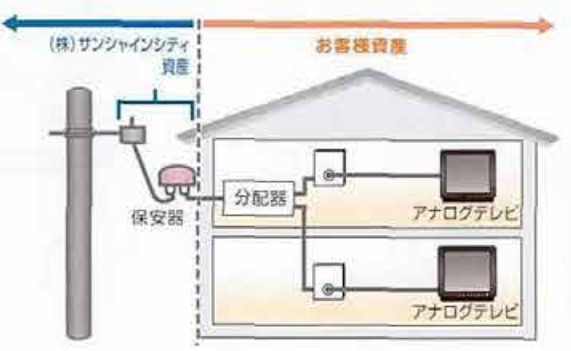
配布期間:2009年10月～11月

株式会社 サンシャイン シティ

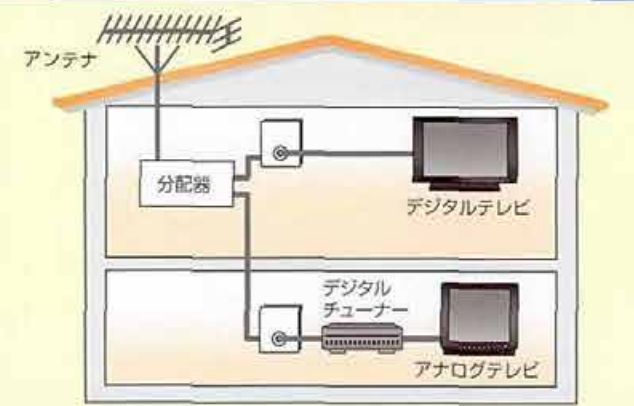
地上デジタル放送をご覧いただくには **3つ** の方法があります。

現在 地上アナログ放送

サンシャインシティのケーブルでテレビを受信しています。



地上デジタル放送 **1** **新たにアンテナを設置して受信する場合**



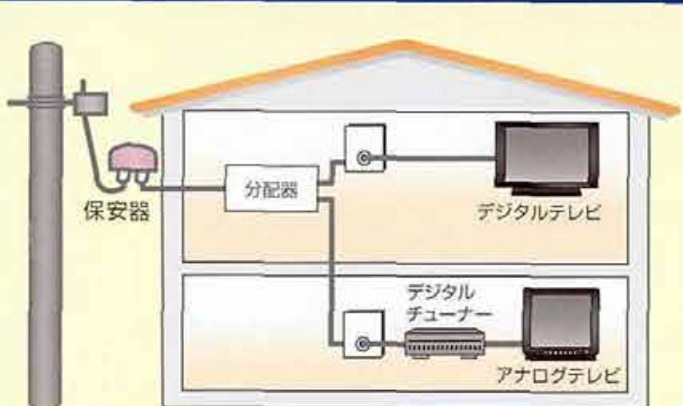
地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な設備

アンテナ	デジタルテレビもしくはデジタルチューナー	分配器
電波を受信します。UHF20素子相当の性能を有するものを推奨します。	地上デジタルテレビ放送を視聴するための受信機です。アナログテレビを引続きご使用になる場合は、デジタルチューナー(またはデジタルチューナー付き録画機)が必要です。	複数台設置する場合は必要になります。また、改修が必要な場合もあります。

※電波を増幅する必要がある場合は、ブースターを設置してください。UHF帯域用の機器が必要となります。詳しくは電気店等にご相談ください。

●日本アンテナ株式会社
0120-178-175 受付 9:00~18:00(平日のみ)

地上デジタル放送 **2** **ケーブルテレビで(CATV)受信する場合**

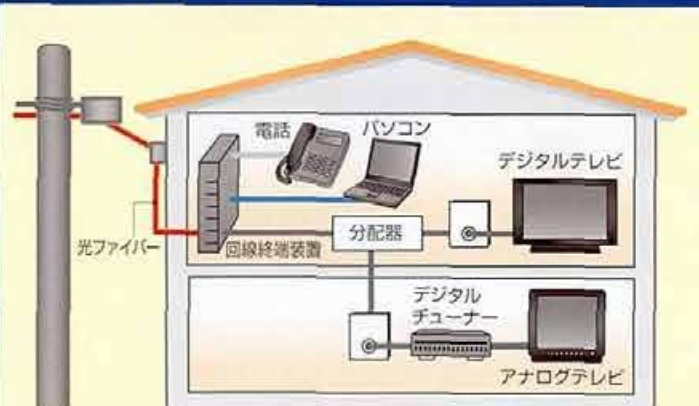


アンテナ設置で受信する場合と同様に、地上デジタルテレビ放送を視聴するための受信機(デジタルテレビもしくはデジタルチューナー)が必要となります。そのほか、ブースターの設置、分配器などのテレビ機器の改修が必要な場合もあります。加入工事費・毎月の受信費用(有料)につきましては、お住まいの地域のケーブルテレビ会社にご相談ください。

●豊島ケーブルネットワーク株式会社(豊島区にお住まいの方)
0120-59-5144
(携帯番号) ☎ 03-5951-4400
受付 9:30~18:00(平日のみ)

●株式会社ジェイコム関東 板橋局(板橋区にお住まいの方)
☎ 03-6789-4951
受付 10:00~18:00(火・水を除きます)

地上デジタル放送 **3** **光ファイバーで(フレッツ・テレビ)受信する場合**



NTT東日本が提供する光ファイバーを建物に引き込む方法です。地上デジタルテレビ放送を視聴するための受信機(デジタルテレビもしくはデジタルチューナー)が必要となります。そのほか、ブースターの設置、分配器などのテレビ機器の改修が必要な場合もあります。加入工事費・毎月の受信費用(有料)等、詳しいことにつきましては、NTT東日本にお問合せください。

※「フレッツ・テレビ」は、NTT東日本の提供する電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」(株)オプティキャストの提供する放送サービスの契約により、地上/BS放送が受信できるようになるサービスです。CS放送の受信には別途放送事業者との契約、対応チューナー等が必要となります。集合住宅等、NTT東日本の設備状況などにより提供できない場合があります。お住まいの地域により、受信できるチャンネルが異なります。詳しくはフレッツ公式ホームページ「フレッツ・テレビ」(http://fleets.com/ftv/)にてご確認ください。

●NTT東日本マーケティング部門東京センタ成増第1営業担当
0120-269-202 受付 9:00~17:00(平日のみ)

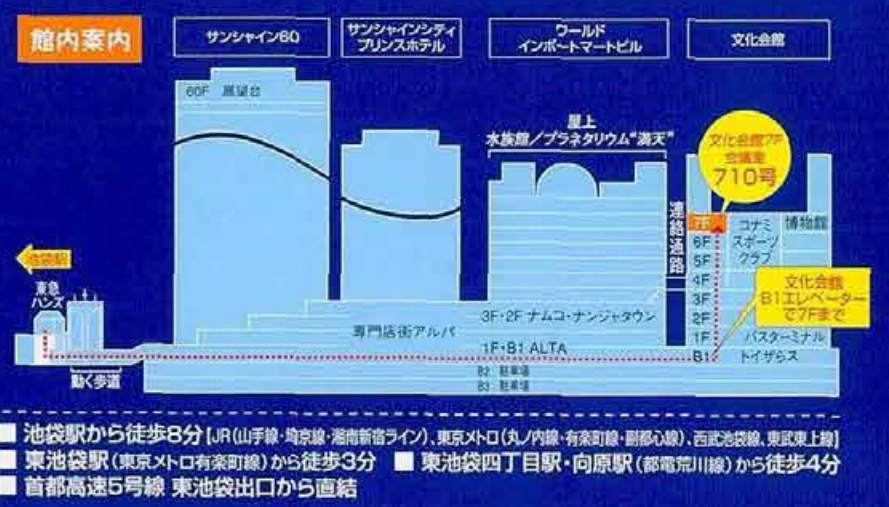
専門相談員を交えた相談会のお知らせ

サンシャインシティでは地デジ化に際し、具体的な受信方法や工事等に関する相談会を行います。みなさまの住宅事情に応じたご質問にもお答えいたします。ぜひご参加ください。

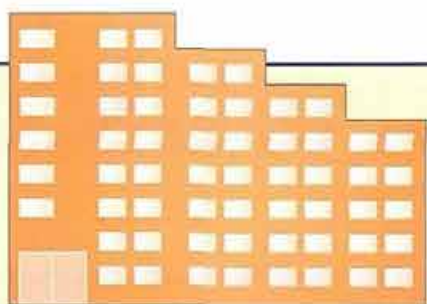
12/4(金) 17:00~20:00
12/5(土) 13:00~17:00

場所
サンシャインシティ
文化会館7F会議室 710号(両日とも)

●事前のお申込みは必要ありません。当日、直接会場へご来場ください。●参加費は無料です。



池袋駅から徒歩8分 [JR(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)、東京外口(丸の内線・有楽町線・副都心線)、西武池袋線、東武東上線]
東池袋駅(東京メトロ有楽町線)から徒歩3分 ■ 東池袋四丁目駅・向原駅(都電荒川線)から徒歩4分
■ 首都高速5号線 東池袋出口から直結



集合住宅にお住まいの方へ

集合住宅では、その建物内の共同受信設備でテレビ電波を受信しています。設備の改修、調整が必要になる可能性がありますので所有者様または管理会社へご確認ください。

地上デジタル放送について、もっとお知りになりたい方へ

総務省 地デジコールセンター



0570-07-0101 (ナビダイヤルで繋がらないとき ☎03-4334-1111)

受付 9:00~21:00 (平日) 9:00~18:00 (土日祝)

日本アンテナ株式会社



0120-178-175

受付 9:00~18:00 (平日のみ)

豊島ケーブルネットワーク株式会社
(豊島区にお住まいの方)



0120-59-5144 (携帯電話より) ☎03-5951-4400

受付 9:30~18:00 (平日のみ)

株式会社ジェイコム関東 板橋局
(板橋区にお住まいの方)



☎03-6789-4951

受付 10:00~18:00 (火・水を除きます)

NTT東日本マーケティング部門
東京センタ成増第1営業担当



0120-269-202

受付 9:00~17:00 (平日のみ)

便乗の勧誘・振り込め詐欺にご用心! 「テレビのデジタル化工事」を装った詐欺にご注意ください!

国の関係機関が地上デジタルテレビ放送受信のための工事案内を行ったり、工事を受け付けたりすることはなく、またその費用を請求することはありません。地上デジタルテレビ放送の受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、すぐに支払わず、お近くの警察署、消費生活センターなどへご相談ください。

本件に関するお問合せ窓口

本パンフレットの内容についてのご質問は、弊社子会社のサンシャインビーエス(株)が承りますので、下記電話番号をご利用ください。

サンシャインビーエス株式会社



0120-33-6976 受付 9:00~17:00 (平日のみ)